

特定機能病院制度について

特定機能病院制度について

1 趣 旨

良質な医療を効率的に提供するためには、機能・特質に応じた施設の体系化を進めることを通じ、医療資源がより有効に活用されるようにすることが必要。このため、平成4年の第2次医療法改正において特定機能病院を制度化し、高度な医療を提供する医療機関については、以下のような趣旨に基づき、厚生労働大臣が個別に承認している。

- (1) 高度な医療技術水準の確保のためには、継続して高度医療を必要とする症例を扱うことが必要。
- (2) 高度医療のための人員、設備を、多くの医療機関で持つことは非効率。
- (3) 患者にとっても、真に高度な医療が必要かどうかをいったん地域の医療機関で判断してもらった上で、必要に応じ高度な医療機関に行く仕組みが妥当（紹介制の考え方の導入）。

2 役 割

- 高度医療の提供
- 高度医療技術の開発・評価
- 高度医療に関する研修

3 承認要件

- 高度の医療の提供、開発及び評価、並びに研修を実施する能力を有すること。
- 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること（紹介率30%以上の維持）
- 病床数……400床以上の病床を有することが必要。
- 人員配置
 - ・ 医師……通常の病院の2倍程度の配置が最低基準。
 - ・ 薬剤師……入院患者数÷30が最低基準。（一般は入院患者数÷70）
 - ・ 看護師等……入院患者数÷2が最低基準。（一般は入院患者数÷3）
[外来については、患者数÷30で一般病院と同じ]
 - ・ 管理栄養士1名以上配置。
- 構造設備……集中治療室、無菌病室、医薬品情報管理室が必要。 等

4 平成16年に行った承認要件の見直しについて

(1) 見直しの経緯

特定機能病院に係る承認要件のうち、病床数について「規制改革推進3か年計画（再改定）」において指摘がなされたことを踏まえ、従来の「500床」から「400床」に病床数の緩和を行うとともに、併せて、高度な医療を提供する等の特定機能病院本来の趣旨に沿って、特定機能病院の高度医療に関する要件の見直しを行うこととしたもの。

(2) 見直しの概要（改正後の詳細な要件は、別紙参照）

- 医療法施行規則第6条の5に定める特定機能病院の有すべき病床数をそれまでの「500床」から「400床」に緩和。
- 医療法施行規則第9条の20に定める特定機能病院の管理者が行うべき事項のうち
 1. 高度の医療の提供について、それまでの努力義務を、管理者の義務としたこと。
 2. 高度の医療技術の開発及び評価について、それまでの努力規定を、管理者の義務としたこと。
- 「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知）について、以下を内容とする改正を行った。
 1. 高度の医療に係る範囲の見直し。
 2. 高度の医療技術の研究及び開発に係る要件の明確化。
 3. 高度の医療に関する研修に係る要件の明確化。

5 承認を受けている病院（81病院 平成18年7月1日現在）

- 大学病院の本院（78病院）
- 国立がんセンター
- 国立循環器病センター
- 大阪府立成人病センター

特定機能病院に係る基準について

項 目	承 認 基 準
標榜診療科目 (規則六の四)	次のうち10以上 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚泌尿器科、皮膚科 泌尿器科、産婦人科、 産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科 麻酔科
病 床 数 (規則六の五)	400床以上
人員配置 ①医師 (規則二の二11)	$(\text{入院(歯科を除く)患者数} + \text{外来患者数(歯科を除く)}) / 2.5 / 8$ その端数を増すごとに1人以上
②歯科医師 (規則二の二12)	$\text{歯科入院患者} / 8$ その端数を増すごとに1人以上 歯科外来患者については病院の実情に応じ、必要と認められる数を加える
③薬剤師 (規則二の二13)	$\text{入院患者数} / 30$ その端数を増すごとに1人以上 $\text{調剤数} / 80$ その端数を増すごとに1人(標準)
④看護師及び准看護師 (規則二の二14)	$\text{入院患者数} / 2$ その端数を増すごとに1人 $\text{外来患者数} / 30$ その端数を増すごとに1人以上 産婦人科又は産科においては、その適当数を助産師とする 歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においては、その適当数を歯科衛生士とすることができる
⑤管理栄養士 (規則二の二15)	1人以上
⑥診療放射線技師、事務 員その他の従業者 (規則二の二16)	病院の実情に応じた適当数

<p>構造設備 ①集中治療室 (法二の二) (規則二の三)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集中管理を行うにふさわしい広さ（1病床当たり15㎡：通知） ・ 人工呼吸装置その他の集中治療に必要な機器 （人工呼吸装置のほか人工呼吸装置以外の救急蘇生装置、心電計、心細動除去装置、ペースメーカー等を想定：通知）
<p>②無菌治療室 (規則二の四)</p>	<p>無菌状態の維持された病室（空気清浄度がクラス1以下：通知）</p>
<p>③医薬品情報管理室 (規則二の四)</p>	<p>医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供の機能 (他の用途の室と共用も可：通知)</p>
<p>④その他の設備等 (法二の五)</p>	<p>化学、細菌及び病理の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室</p>
<p>紹介率 ①算定式 (規則九の二〇六)</p>	<p>$\frac{A+B+C}{B+D}$ A：紹介患者の数 B：他の病院又は診療所に紹介した患者の数 C：救急用自動車によって搬入された患者の数 D：初診の患者の数</p>
<p>②率 (規則九の二〇六)</p>	<p>30%以上 (下回った場合、改善計画作成)</p>
<p>安全管理体制及び院内感染対策のための体制 (規則九の二三)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専任の医療に係る安全管理を行う者及び専任の院内感染対策を行う者を配置すること。 ・ 医療に係る安全管理を行う部門を設置すること ・ 当該病院に患者からの安全管理に係る相談に適切に応じる体制を確保すること。

<p>高度医療提供 (規則九の二〇11イ) (規則九の二〇11ロ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定機能病院以外の病院では通常提供することが難しい診療を提供すること。 ①高度先進医療（保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条の2第2項に規定するもの。） ②特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患についての診療。 <p style="text-align: right;">（：通知）</p> <p>※ この場合において、①の高度先進医療の提供は必須とし、厚生労働大臣の承認を受けた①の高度先進医療が1件の場合には、併せて、②の特定疾患治療研究事業に係る診療を年間500人以上の患者に対して行うものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床検査及び病理診断を適切に実施する体制を確保すること。 <p>（病院内に臨床検査及び病理診断を実施する部門を設けること。別々でなくても可。従業者は専任でなくても可。：通知）</p>
<p>高度医療開発 及び評価 (規則九の二〇2イ) (規則九の二〇2ロ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該特定機能病院に所属する医師等の行う研究が、国、地方公共団体又は民法第34条の規定に基づき設立された法人から補助金の交付又は委託を受けものであること、及び当該特定機能病院に所属する医師等が発表した論文の数が年間100件以上であること。（：通知） ・ 医療技術の有効性及び安全性を適切に評価すること。
<p>高度医療研修 (規則九の二〇3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師及び歯科医師法の規定による臨床研修を修了した医師及び歯科医師に対する専門的な研修を実施するものでその数が年間平均30人以上であること。（：通知）
<p>諸記録 (規則九の二〇4) (規則九の二〇5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療並びに病院の管理及び運営に関する責任及び担当者を定め、諸記録を適切に分類管理すること。 ・ 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定め、当該場所を見やすいように掲示する
<p>その他 (努力目標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急用又は患者輸送用自動車を備えていることが望ましい。（：通知） ・ 病院内に地域医療の連携推進のための委員会等（病院内の関係者を構成員することでも可）を設けることが望ましい。（：通知） ・ 救急患者に対して必要な医療を提供する体制が確保されていることが望ましい。（：通知）

特定機能病院の承認状況

(平成18年4月1日現在)

区分	医療機関名	所在地	承認効力日	病床数
1	国立がんセンター中央病院	東京都中央区築地5丁目1番1号	H 5. 9. 1	548
2	国立循環器病センター	大阪府吹田市藤白台5丁目7番1号	H 5. 9. 1	640
3	順天堂大学医学部附属順天堂医院	東京都文京区本郷3丁目1番3号	H 5.12. 1	1,020
4	日本医科大学付属病院	東京都文京区千駄木1丁目1番5号	H 5.12. 1	1,152
5	日本大学医学部附属板橋病院	東京都板橋区大谷口上町30番1号	H 5.12. 1	1,208
6	東邦大学医療センター大森病院	東京都大田区大森西6丁目11番1号	H 5.12. 1	1,092
7	関西医科大学附属枚方病院	大阪府枚方市新町2丁目3番1号	H18. 1. 1	700
8	久留米大学病院	福岡県久留米市旭町67番地	H 5.12. 1	1,210
9	北里大学病院	神奈川県相模原市北里1丁目15番1号	H 5.12. 1	1,033
10	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号	H 5.12. 1	1,208
11	東海大学医学部付属病院	神奈川県伊勢原市下糟屋143番地	H 5.12. 1	1,133
12	近畿大学医学部附属病院	大阪府大阪狭山市大野東377番地の2	H 6. 1. 1	1,078

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	承認効力日	病 床 数
13	自治医科大学附属病院	栃木県下野市薬師寺3311番地1	H 6. 1. 1	1,130
14	長崎大学医学部・歯学部附属病院	長崎県長崎市坂本1丁目7番1号	H 6. 1. 1	829
15	山口大学医学部附属病院	山口県宇部市南小串1丁目1番1号	H 6. 1. 1	759
16	高知大学医学部附属病院	高知県南国市岡豊町小蓮185番地1	H 6. 1. 1	605
17	秋田大学医学部附属病院	秋田県秋田市本道1丁目1番地1号	H 6. 1. 1	610
18	東京慈恵会医科大学附属病院	東京都港区西新橋3丁目19番18号	H 6. 2. 1	1,075
19	大阪医科大学附属病院	大阪府高槻市大学町2番7号	H 6. 2. 1	1,119
20	慶應義塾大学病院	東京都新宿区信濃町35番地	H 6. 2. 1	1,071
21	福岡大学病院	福岡県福岡市城南区七隈7丁目45番1号	H 6. 2. 1	915
22	愛知医科大学病院	愛知県愛知郡長久手町大字岩作字雁又21番地	H 6. 2. 1	1,014
23	岩手医科大学附属病院	岩手県盛岡市内丸19番1号	H 6. 2. 1	1,087
24	獨協医科大学病院	栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880番地	H 6. 3. 1	1,005
25	埼玉医科大学病院	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38番地	H 6. 3. 1	1,485
26	昭和大学病院	東京都品川区旗の台1丁目5番8号	H 6. 3. 1	885

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	承認効力日	病 床 数
27	兵庫医科大学病院	兵庫県西宮市武庫川町1番1号	H 6. 3. 1	1,060
28	金沢医科大学病院	石川県河北郡内灘町字大学1丁目1番地	H 6. 4. 1	938
29	杏林大学医学部附属病院	東京都三鷹市新川6丁目20番2号	H 6. 4. 1	1,162
30	川崎医科大学附属病院	岡山県倉敷市松島577番地	H 6. 4. 1	1,178
31	帝京大学医学部附属病院	東京都板橋区加賀2丁目11番地1号	H 6. 4. 1	1,154
32	産業医科大学病院	福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	H 6. 4. 1	618
33	藤田保健衛生大学病院	愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地の98	H 6. 5. 1	1,505
34	東京医科歯科大学医学部附属病院	東京都文京区湯島1丁目5番45号	H 6. 7. 1	687
36	千葉大学医学部附属病院	千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号	H 6. 7. 1	835
36	信州大学医学部附属病院	長野県松本市旭3丁目1番1号	H 6. 7. 1	700
37	富山大学附属病院	富山県富山市杉谷2630番地	H 6. 7. 1	612
38	神戸大学医学部附属病院	兵庫県神戸市中央区楠町7丁目5番2号	H 6. 7. 1	928
39	香川大学医学部附属病院	香川県木田郡三木町大字池戸1750-1	H 6. 7. 1	613
40	徳島大学病院	徳島県徳島市蔵本町2丁目50-1	H 6. 8. 1	670

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	承認効力日	病 床 数
41	弘前大学医学部附属病院	青森県弘前市大字本町53番地	H 6. 8. 1	630
42	東北大学医学部附属病院	宮城県仙台市青葉区星陵町1番1号	H 6. 8. 1	1,126
43	岐阜大学医学部附属病院	岐阜県岐阜市柳戸1番1	H16.5.20	600
44	広島大学病院	広島県広島市南区霞1丁目2番3号	H 6. 8. 1	740
45	琉球大学医学部附属病院	沖縄県中頭郡西原町字上原207番地	H 6. 8. 1	610
46	北海道大学病院	北海道札幌市北区14条西5丁目	H 6.10. 1	956
47	旭川医科大学病院	北海道旭川市西神楽4線5号3番地の11	H 6.10. 1	602
48	鳥取大学医学部附属病院	鳥取県米子市西町36番地の1	H 6.10. 1	697
49	愛媛大学医学部附属病院	愛媛県温泉郡重信町大字志津川	H 6.10. 1	606
50	宮崎大学医学部附属病院	宮崎県宮崎郡清武町大字木原5200番地	H 6.10. 1	616
51	鹿児島大学病院	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号	H 6.10. 1	702
52	山形大学医学部附属病院	山形県山形市飯田西2丁目2番2号	H 6.11. 1	604
53	三重大学医学部附属病院	三重県津市江戸橋2丁目174番地	H 6.11. 1	731
54	大阪大学医学部附属病院	大阪府吹田市山田丘2番15号	H 6.11. 1	1,076

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	承認効力日	病 床 数
55	岡山大学医学部・歯学部附属病院	岡山県岡山市鹿田町2丁目5番1号	H 6.11. 1	861
56	大分大学医学部附属病院	大分県由布市挾間町医大ヶ丘一丁目1番地	H 6.11. 1	604
57	福井大学医学部附属病院	福井県吉田郡松岡町下合月第23号3番地	H 6.12. 1	600
58	新潟大学医歯学総合病院	新潟県新潟市旭町通1番町754番地	H 6.12. 1	778
59	金沢大学医学部附属病院	石川県金沢市宝町13番1号	H 6.12. 1	792
60	熊本大学医学部附属病院	熊本県熊本市本荘1丁目1番1号	H 6.12. 1	850
61	名古屋大学医学部附属病院	愛知県名古屋市昭和区鶴舞町65番地	H 7. 2. 1	935
62	滋賀医科大学医学部附属病院	滋賀県大津市瀬田月輪町	H 7. 2. 1	608
63	京都大学医学部附属病院	京都府京都市左京区聖護院川原町54	H 7. 2. 1	1,080
64	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩治町89の1	H 7. 2. 1	616
65	山梨大学医学部附属病院	山梨県中巨摩郡玉穂町下河東1110番地	H 7. 3. 1	600
66	浜松医科大学医学部附属病院	静岡県浜松市半田山1丁目20番1号	H 7. 3. 1	613
67	群馬大学医学部附属病院	群馬県前橋市昭和町3丁目39番15号	H 7. 3. 1	665
68	佐賀大学医学部附属病院	佐賀県佐賀市鍋島5丁目1番1号	H 7. 3. 1	611

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	承認効力日	病 床 数
69	福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1番地	H18. 4. 1	804
70	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	H18. 4. 1	800
71	筑波大学附属病院	茨城県つくば市天久保2丁目1番地の1	H 7. 4. 1	800
72	東京大学医学部附属病院	東京都文京区本郷7丁目3番1号	H 7. 4. 1	984
73	九州大学病院	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	H 7. 4. 1	1,275
74	名古屋市立大学病院	愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地	H18. 4. 1	808
75	奈良県立医科大学附属病院	奈良県橿原市四条町840番地	H 8. 2. 1	870
76	札幌医科大学附属病院	北海道札幌市中央区南1条西16丁目291番地	H 8. 4. 1	994
77	横浜市立大学附属病院	神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地	H17. 4. 1	623
78	京都府立医科大学附属病院	京都府京都市上京区河原町通広小路 upper 堀井町465	H 8. 4. 1	1,065
79	防衛医科大学校病院	埼玉県所沢市並木3丁目2番地	H 9. 2. 1	800
80	大阪市立大学医学部附属病院	大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号	H18. 4. 1	1,020
81	大阪府立成人病センター	大阪府大阪市東成区中道1丁目3番3号	H18. 4. 1	500